

障害保健福祉関係主管課長会議資料

平成26年 3月 7日(金)

社会・援護局障害保健福祉部
障害福祉課／地域生活支援推進室
／障害児・発達障害者支援室

目 次

【障害福祉課】

1	強度行動障害を有する者に対する支援について……………	1
2	介護職員等による喀痰吸引等の実施等について……………	4
3	福島県相双地域等への介護職員等の応援について……………	5
4	生活介護における医師配置の取扱について……………	6
5	消費税引き上げに係る障害福祉サービス等報酬の取扱について……………	8
6	障害福祉サービス等従事者処遇状況等調査及び 障害福祉サービス等経営実態調査について……………	10
7	その他の報酬に関する事項について……………	13
8	障害福祉関係施設等の整備について……………	23
9	障害福祉サービス事業所等の整備及び適切な運営等について……………	38
10	規制緩和について……………	43
11	障害者の就労支援の推進等について……………	47
12	障害者優先調達推進法について……………	71
13	訪問系サービスについて……………	78

【地域生活支援推進室／障害児・発達障害者支援室】

14	障害児支援について……………	9 1
15	発達障害支援施策について……………	1 0 7
16	障害者の地域生活への移行等について……………	1 1 6
17	計画相談支援・障害児相談支援の推進について……………	1 8 4
18	障害者虐待防止対策について……………	2 0 0

1 強度行動障害を有する者に対する支援について

(1) 地域における強度行動障害を有する者に対する体制の強化について

平成 26 年 4 月から、重度訪問介護の対象拡大により、在宅の行動障害を有する者が利用できる障害福祉サービスに重度訪問介護が加わることとなる。これにより、在宅の行動障害を有する者の支援に携わる相談支援、行動援護、重度訪問介護等の事業所間の連携や発達障害者支援センターによるこれらの事業者に対するコンサルテーション等も重要となることから、都道府県及び指定都市におかれては、発達障害者支援体制整備における発達障害者地域支援マネジャーを活用するなど、地域支援体制の強化にご留意いただきたい。

(2) 強度行動障害支援者養成研修について

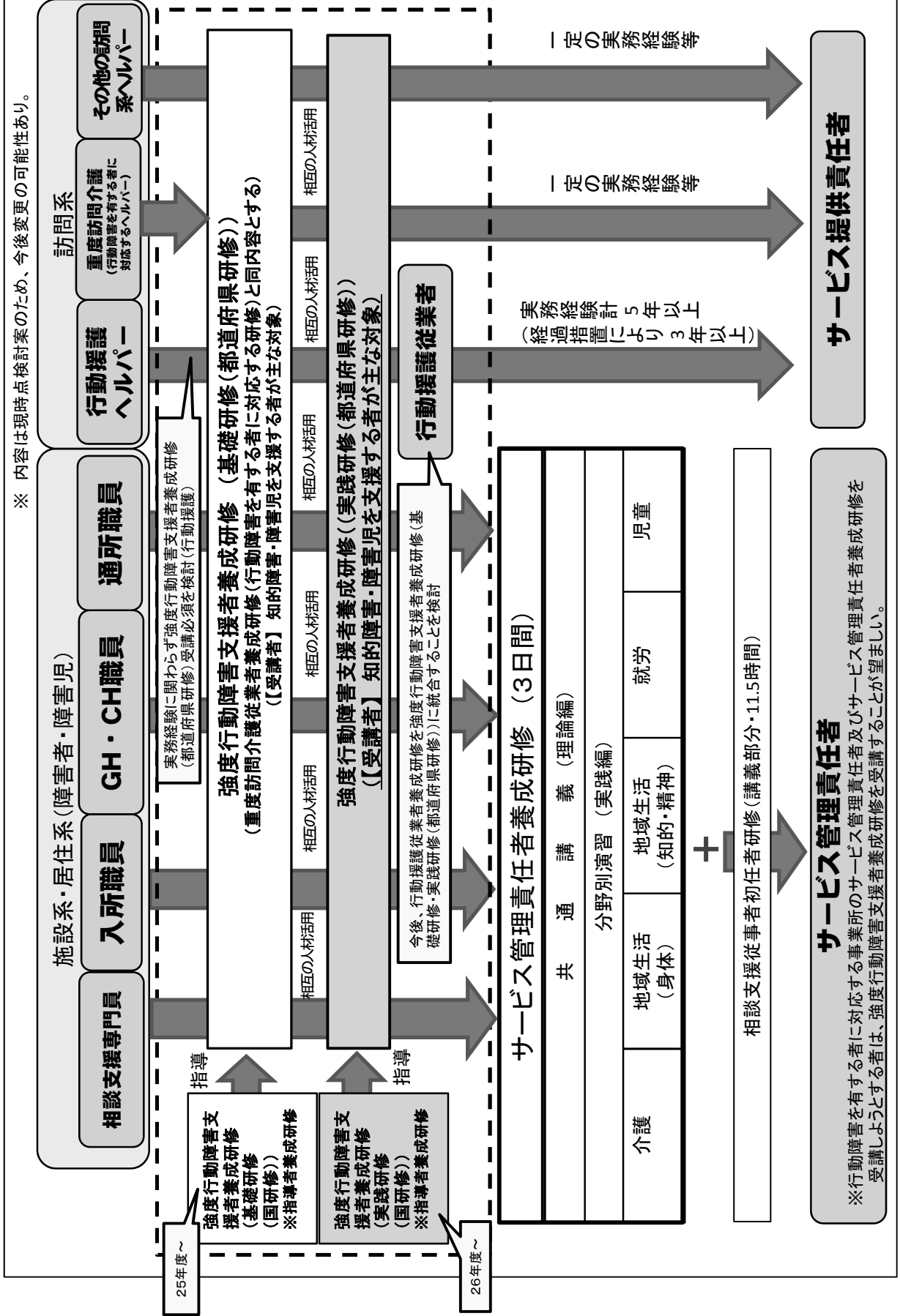
強度行動障害を有する者に対する支援については、平成 25 年度に、支援者に対する研修として、強度行動障害支援者養成研修事業（以下「基礎研修」という。）を都道府県地域生活支援事業のメニュー項目に盛り込んだところである。この基礎研修の指導者を養成するための研修を独立行政法人国立重度知的障害者総合施設のぞみの園（以下「のぞみの園」という。）において実施しているところであるので、活用を図られたい。

また、各事業所での適切な支援のために、適切な支援計画を作成することが可能な職員の育成を目的とし、サービス管理責任者等に対するさらに上位の研修（以下「実践研修」という。）を実施するため、平成 26 年度予算案において、各都道府県の支援者に対する実践研修を都道府県地域生活支援事業のメニュー項目に盛り込んだところである。実践研修についても、平成 26 年度より、指導者を養成するための研修をのぞみの園で実施する予定であるので、積極的な取組に努められたい。

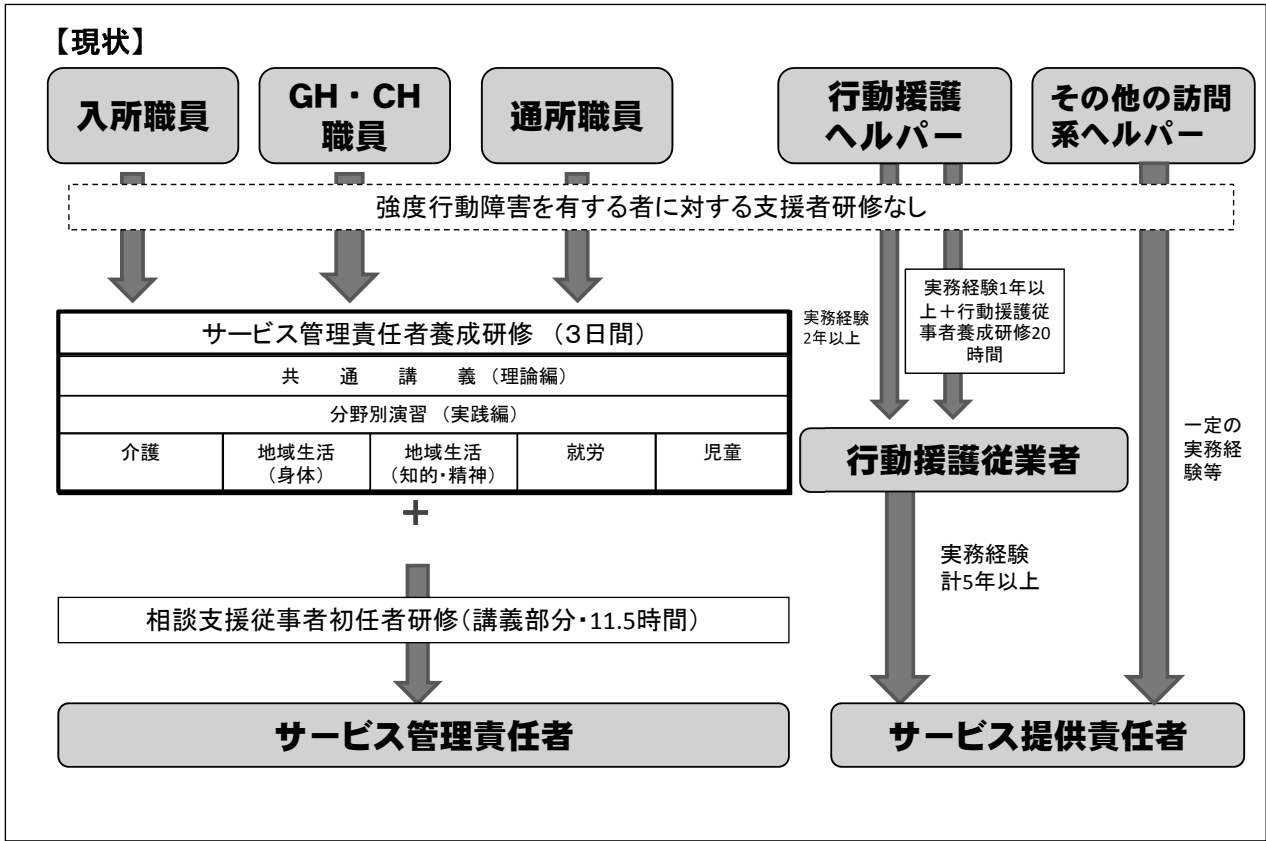
なお、実践研修に関する詳細については、別途周知することとするので、ご承知おき願いたい。

（関連資料：強度行動障害に対応する職員の人材育成について（ポンチ絵）（2 頁～））

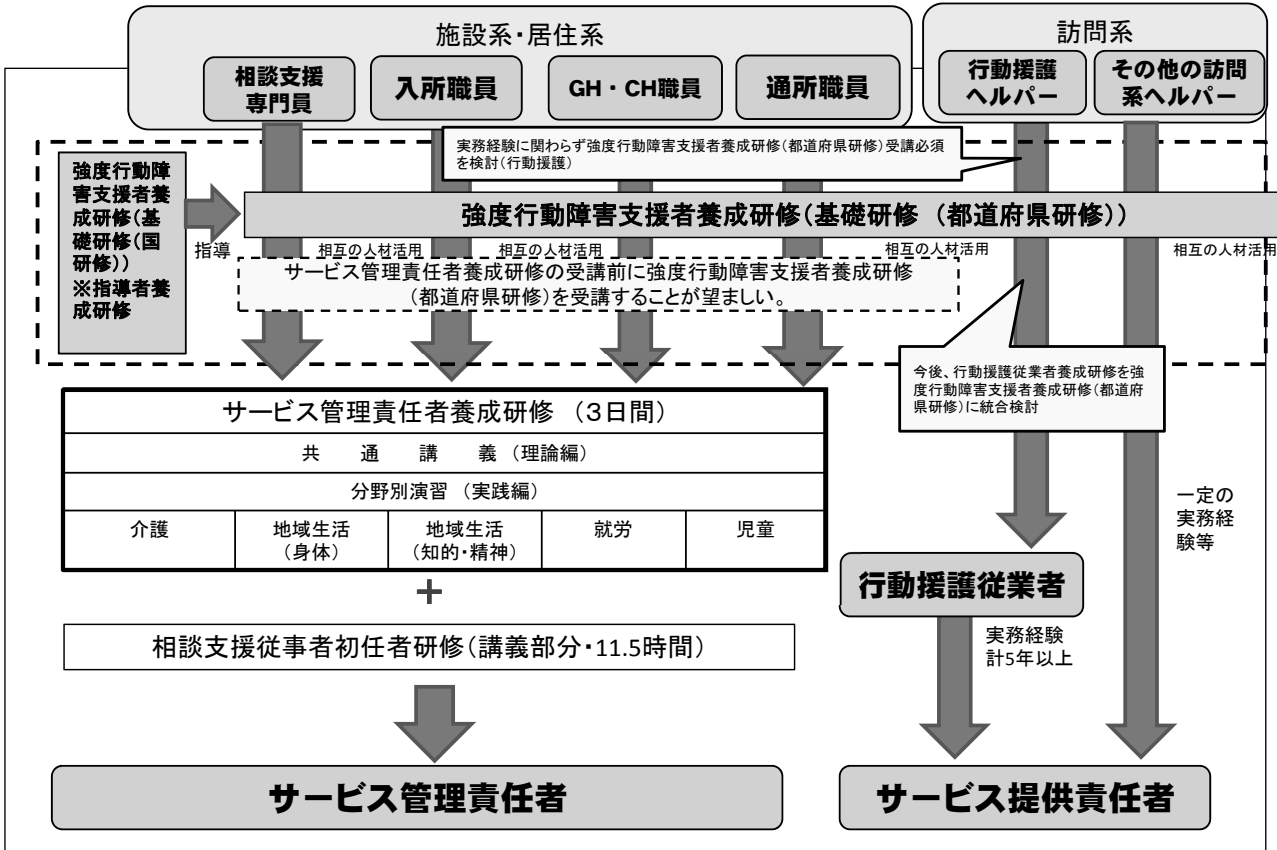
強度行動障害に対応する職員の人材育成の充実について



【参考(平成24年度)】



【参考(平成25年度)】



2 介護職員等による喀痰吸引等の実施等について

事業所等が、自らの事業の一環として喀痰吸引等を行うために都道府県知事に登録を行った障害福祉サービス事業者の数（登録特定行為事業者数）は、全国で10,569か所（平成25年4月1日現在）となっている。そのうち、障害児者関係では1,963か所となっており、前年度（平成24年7月1日現在（全国3,355か所、障害児者関係614か所）と比較し約3倍以上の増加となっている。

（参考URL：喀痰吸引等制度の実施状況）

http://www.mhlw.go.jp/seisakunitsuite/bunya/hukushi_kaigo/seikatsuhogo/tannokyuuin/01_seido_02.html

しかしながら、地域によっては喀痰吸引等を行う事業所が身近にないなどの声も聞かれることから、各都道府県におかれては、管内市町村とも連携し、医療的ニーズがある障害者等が引き続き住み慣れた場所で適切な障害福祉サービスが受けられるよう、登録特定行為事業者の登録を促すなどご配意願いたい。

また、介護職員等による喀痰吸引等の実施のための研修事業のうち、平成25年度の特定の者対象の都道府県研修（第3号研修）については、「社会福祉士及び介護福祉士法」の一部改正に伴い、社会・援護局においてセーフティネット支援対策等事業費補助金により実施してきたところであるが、平成26年度についても引き続き実施できるよう、来年度予算案に盛り込んだところである。

このため、都道府県においては、平成26年度においても関係部局等と連携を図り、「喀痰吸引等研修」の実施について、都道府県及び登録研修機関の必要な研修実施体制の構築及び継続に努めていただくとともに、「セーフティネット支援対策等事業費補助金」についても引き続き対応可能となっていることから、同補助金の活用について検討していただき、医療的なニーズがある障害者等が地域において喀痰吸引等を受けられるよう、研修の実施体制の整備等をお願いしたい。

なお、社会福祉士及び介護福祉士法について、改正法の施行を平成27年4月から1年間延期（平成28年4月から）する案を本国会で審議していることに伴い、平成27年4月1日からの施行となっている介護福祉士が行う介護（社会福祉士及び介護福祉士法第2条第2項）に「喀痰吸引等」を加える規定等についても1年延期するとともに、平成27年度の介護福祉士国家試験に「医療的ケア」を出題しないこととされたところであるので、ご了知願いたい。

平成24年度における各都道府県の喀痰吸引等研修（第3号研修）の実施状況調査について、各都道府県の協力の下実施させていただいたところであるが、調査結果については今年度中に厚生労働省ホームページでお示しする予定である。本調査については、平成25年度も引き続き実施予定であり、今年度中に調査票を送付する予定であるのでご協力方願います。

3 福島県相双地域等への介護職員等の応援について

東京電力福島第一原子力発電所事故による福島県相双地域等における障害者支援施設等の職員不足の解消を検討することを目的として、「福島県相双地域等人材確保対策会議」が設置され、平成24年6月4日付け事務連絡「福島県相双地域等への介護職員等の応援について（協力依頼）」及び平成24年12月25日付け事務連絡「福島県相双地域等への応援事業の延長等について」によりお知らせしているとおり、障害者支援施設等の支援職員の応援事業を実施しているところである。

このうち、障害者支援施設等については、障害者関係団体や応援施設等のご理解とご協力により、平成25年1月から同年3月まで応援事業が実施され、これまでに12法人、13施設、15人の応援をいただいたところであり、応援施設並びに関係者に感謝申し上げます。

今般、福島県相双地域等福祉等福祉人材確保会議において、応援事業を平成27年3月末まで延長することされたところである。

このため、都道府県においては応援事業の期間延長について管内市町村、事業者等に周知するとともに、引き続き相双地域等の施設に対する介護職員等の応援についてご協力をお願いしたい。

4 生活介護における医師配置の取扱いについて

障害福祉サービスのうち、生活介護を実施する施設においては、指定基準等により、利用者に対して日常生活上の健康管理及び療養上の指導を行うために必要な数の医師を配置することとなっているところである。

(参考) 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営に関する基準(抄)

※ 障害者支援施設(生活介護を実施する施設)においても、同様の規定あり。

第七十八条 指定生活介護の事業を行う者が当該事業を行う事業所に置くべき従業者及びその員数は、次のとおりとする。

一 医師 利用者に対して日常生活上の健康管理及び療養上の指導を行うために必要な数

しかしながら、一部の入所施設等においては配置医師による継続的な関わりを要する利用者が必ずしも多くない一方で、必要とする医療が多様化しているとの指摘があることを踏まえ、平成26年4月より、生活介護を実施する施設のうち、利用者の状態像を勘案し必ずしも日常生活上の健康管理及び療養上の指導を必要としない施設については、看護師等による利用者の健康状態の把握や健康相談等が実施され、必要に応じて医療機関への通院等により対応することを条件として、指定基準上医師配置をしないことができることとし、その場合、本体報酬において減算を行う取扱いとすることとしている。

これに伴い、介護給付費等算定に係る体制等に関する届出書(案)は別添のとおりとするが、平成26年4月以降も従前とおり医師を配置する事業所については、本届出書の提出がなくても、届出書に「あり」と記載したこととみなすこととして差し支えないこととする。

この届出書については、本年4月中に届出が受理された場合に限り、4月1日に遡って適用とする取扱いとなるので、各都道府県におかれては、管内施設において4月中までに滞りなく提出していただくよう周知されたい。

また、指定基準(案)において、医師を配置しない取扱いとする場合、看護師等による利用者の健康状態の把握や健康相談等を実施することとされていることから、各都道府県等においては、必要に応じて助言及び指導をお願いしたい。

【参考】体制の届出（変更案）

施設区分	1. 一般	2. 小規模多機能
定員超過	1. なし	2. あり
職員欠如	1. なし	2. あり
大規模事業所	1. なし	2. 定員81人以上
医師配置	1. なし	2. あり
人員配置体制	1. なし	2. あり
福祉専門職員配置等	1. なし	2. I 3. II
視覚・聴覚等支援体制	1. なし	2. あり
リハビリテーション加算	1. なし	2. あり
食事提供体制	1. なし	2. あり
延長支援体制	1. なし	2. あり
送迎体制	1. なし	2. あり
送迎体制（重度）	1. なし	2. あり
福祉・介護職員処遇改善加算対象	1. なし	2. あり
福祉・介護職員処遇改善特別加算対象	1. なし	2. あり
キャリアパス区分（※4）	1. I（キャリアパス要件及び定量的要件のいずれも満たす） 2. III（キャリアパス要件及び定量的要件のいずれも満たさない） 3. II（キャリアパス要件を満たさない） 4. II（定量的要件を満たさない）	
主たる事業所サービス種類1（※6）	サービス種類コード（ ）	

※これに伴い、システム上も項目を追加する必要有り（予算編成時に対応）

5 消費税率引上げに係る障害福祉サービス等報酬の取扱いについて

平成 26 年 4 月に消費税率が、現行の 5 %から 8 %に引上げられることに伴い、医療・介護との並びを踏まえつつ、障害福祉サービス等報酬に係る基本報酬の単位数について、影響相当分の引上げを行うこととしている。

引上げについては、経営実態調査の結果等により、サービス毎の支出に占める課税割合を適切に把握した上で、サービス毎に消費税率引上げの影響する相当分について行うこととしており、障害福祉サービス等報酬全体の平均引上げ率は約 0.69%程度を予定している。

サービス毎の詳細な新報酬単位数については、先般実施したパブリックコメントにおけるご意見等も踏まえて、報酬告示の改正を行い、関係通知の発出等によりお知らせする予定であるため、管内市町村及び事業者等への周知をお願いする。

また、障害者総合支援法に係る平成 26 年 4 月施行分として見直しが行われる「ケアホーム・グループホームの一元化」と「生活介護における医師配置の取扱い」に関する加算等の届出について、本来は前月 15 日までに届出をしなければ翌月から算定できないところであるが、今回は、4 月中に届出が受理された場合に限り、4 月 1 日に遡って加算等の算定の対象とするので、管内事業所等に対して 4 月中までに滞りなく提出していただくよう周知されたい。

なお、基本報酬の単位数が引き上げられることに連動して、国庫負担基準額についても、消費税率引上げの影響する相当分の引上げを行う予定である。(関連資料(9頁))

障害福祉サービス等報酬における消費税引上げ対応について

<報酬本体の改定>

- 平成26年4月に消費税率が現行の5%から8%に引き上げられることに伴い、障害福祉サービス等報酬等においても、各サービス毎に影響する相当分について改定を行う。
- 具体的な算出に当たっては、直近データの「平成23年度障害福祉サービス等経営実態調査」の結果等により、サービス毎の支出に占める課税割合を適切に把握した上で、消費税率引上げに伴う影響分について必要な手当てを行う。

消費税引上げに伴う障害福祉サービス等報酬全体の平均改定率 0.69%

<報酬改定による国庫負担基準額の対応>

- 市町村に対する国庫負担基準については、報酬単価に連動して見直しを行う。

<報酬改定の方法について>

■ 基本報酬単位への上乗せ

消費税影響分を適切に手当てするため、各サービスの給付費対象費用から人件費その他の非課税品目を除いた課税費用率を算出し、これに税率引上げ分を乗じて基本報酬単位数へ上乗せする。

■ 加算の取扱い

各加算については、加算内容に占める課税割合が軽微である、又はもとの単位数が小さく上乗せが1単位に満たない等の理由により、個々の加算単位数への上乗せが困難であることから、加算に係る消費税影響相当分について、基本報酬単位数に上乗せする。

新報酬単位数

= [[基本報酬単位上乗せ率] + [加算に係る上乗せ率]] × 現行報酬単位数

(関連資料)

6 障害福祉サービス等従事者処遇状況等調査及び障害福祉サービス等経営実態調査について

障害福祉サービス等従事者処遇状況等調査(以下、「処遇状況調査」という。)は、平成24年4月の障害福祉サービス等報酬改定が障害福祉サービス等従事者の処遇改善にどの程度反映されているかを調査・分析し、報酬改定の事後的検証を行うことを目的として、平成24年10月、平成25年10月の2回にわたり実施してきたところである。

各都道府県におかれては、調査実施に当たっての法人名簿作成や調査票が未回答の管内事業所等への連絡などにご協力いただき、感謝申し上げます。平成24年度処遇状況調査では、平成24年9月における福祉・介護職員の平均給与額が、対前年同月比で平均で約7,000円増の結果を得たところである。平成25年の調査結果については、3月末までにホームページ等で公表する予定である。(関連資料①(11頁))

なお、平成25年度の処遇状況調査の都道府県別の回答率について、全国平均回答率は約66.7%となっているが、都道府県別に見るとバラつきが見受けられる現状である。(関連資料②(12頁))

また、平成27年4月は3年に一度の障害福祉サービス等報酬改定を予定しているところであるが、障害福祉サービス事業所等の経営実態と制度の実施状況の把握を調査目的とし、改定の議論を行う際の基礎資料の一つでもある平成26年障害福祉サービス等経営実態調査については、今後、平成26年3月末から各施設・事業所に調査票を配布し、6月上旬を回答期限として調査を実施する予定としているところである。今回の調査においては平成25年度の処遇状況調査の法人名簿を使用するため、新たに名簿の作成をお願いする予定はないが、法人名称の変更など名簿内容に変更が生じた場合は、事後的に個別に確認をお願いすることもあるので、その際にご協力願いたい。

また、今回の平成26年障害福祉サービス等経営実態調査においても、各都道府県に対して、回答率向上のため事業者への働きかけをお願いすることになるので、特段のご配慮をお願いする。

○ 福祉・介護職員の平均給与額の状況

平成24年度処遇状況調査結果(抜粋)より

平成24年に福祉・介護職員処遇改善加算の届出をした事業所における処遇改善加算対象職員の平均給与額をみると、全体では257,549円、常勤の者では289,237円、非常勤の者では161,759円となっている。

平成23年度と平成24年度を比較すると、全体では6,889円の増、常勤の者では8,252円、非常勤の者では2,768円の増となっている。

	平成24年9月	平成23年9月	差 (平成24年－平成23年)
処遇改善加算対象職員	257,549円	250,660円	6,889円
常勤の者	289,237円	280,984円	8,252円
非常勤の者	161,759円	158,991円	2,768円

注1) 処遇改善加算対象職員は、ホームヘルパー、生活支援員、児童指導員、指導員、保育士、世話人、職業指導員、地域移行支援員、就労支援員。

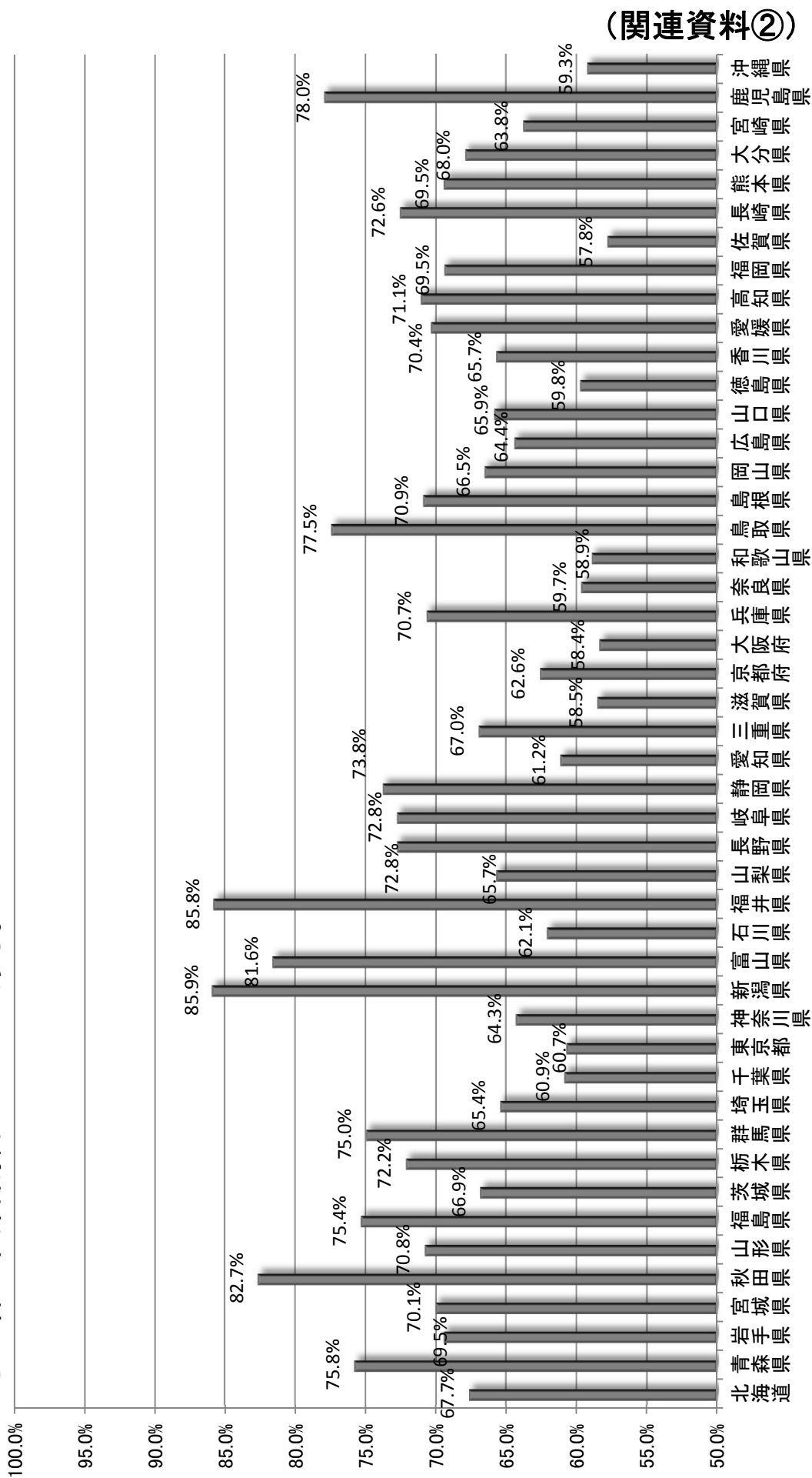
注2) 平成23年と平成24年ともに在籍し、かつ、雇用形態(常勤・非常勤)が変わっていない者の平均給与額を比較している。

注3) 平均給与額は、基本給+手当+一時金(4～9月支給金額の1/6)を常勤換算により算出。

(関連資料①)

平成25年度障害福祉サービス等従事者処遇状況等調査 回答状況

- 各道府県内の調査票送付対象事業所のうち、実際に回答した事業所の割合である。
- 全体の回答割合は66.7%である。



7 その他の報酬に関する事項について

(1) 公立減算の解釈について

公立減算とは、障害福祉サービス等報酬を算定するに当たり、地方公共団体が設置する事業所等に対してはその性質上人件費や建物等の維持費等に公金が投入されている点を踏まえ、民間事業者との収支バランスを考慮し、基本報酬から減算（965/1000）をするというものである。

本減算については、対象要件が報酬告示（平成18年告示523号他）上の記載のみであること（※）、事業に対する自治体の関与の在り方が多様化していること等の理由により、自治体毎に減算の対象となる事業所等の解釈にばらつきが生じているところである。公的な関与が比較的大きい指定管理者制度については、基本的には本減算の対象となる場合が多いと考えられるが、指定管理者制度にも多様な運営形態があることから、当該制度を含め、事業に対する自治体の関与の実態などを把握し、次期報酬改定の検討を経た上で、平成27年4月に取扱いについて示していく予定である。

※公立減算の告示上の記載

例：療養介護事業の場合

「～ただし、地方公共団体が設置する指定療養介護事業所の指定療養介護の単位の場合にあっては、所定単位数の1000分の965に相当する単位数を算定する。」

(2) 地域区分の見直しについて

障害福祉サービス等報酬に係る地域区分については、平成24年4月の障害福祉サービス等の報酬改定に併せて見直しを行っているところである。

この見直しにより上乗せ割合が変動する地域については、平成24年度から平成26年度までの間、激変緩和のための経過措置を設けているところである。

については、関連資料の平成26年度の地域区分別単価一覧表等を、管内の障害福祉サービス事業所等に対して改めて周知いただくとともに、算定に係る必要な届出に遺漏なきよう、適正な指導をお願いします。（関連資料（14頁））

【参考】平成24年度障害福祉サービス等報酬改定の概要〈抜粋〉

(平成24年1月31日 障害福祉サービス等報酬改定検討チーム)

(6) 地域区分の見直し

- 地域区分については、これまで準拠していた国家公務員の調整手当が地域手当へと完全移行したことや、これを受けた診療報酬や介護報酬における対応の動向を踏まえ、新たに国家公務員の地域手当の地域区分（7区分）を採用する。
- その際、対象地域や地域別の上乗せ割合については、国家公務員の地域手当の支給地域や上乗せ割合（18%、15%、12%、10%、6%、3%及び0%）を採用し、官署が所在しない地域等のうち対象となる地域やその上乗せ割合については、診療報酬における考え方（*）を採用する。なお、地域区分を適用する市町村の区域については、直近の市町村合併を反映させる。
 - * 国家公務員の地域手当の対象となっている地域に囲まれている地域や対象となっている複数の地域に隣接している地域については、隣接する対象地域の区分のうち低い区分と同様とするという考え方。
- 地域区分の見直しは、障害福祉サービス報酬の1単位単価を通じて事業所の経営や地方自治体の財政にも大きな影響を与えるものであることから、上乗せ割合が変動する地域については、激変緩和のための経過措置を設ける。具体的には、見直しの完全施行は平成27年度からとし、平成24年度から平成26年度までの間は毎年度段階的に上乗せ割合を引き上げ又は引き下げる。
- なお、障害児の地域区分については、平成18年度から国家公務員の地域手当の地域区分を段階的に導入し、平成22年度までの5年間で既に完成しており、また、児童福祉施設などのその他の児童福祉施設の地域区分が国家公務員の地域手当の地域区分を基本にしていることとの整合性を図る必要があることから、見直しを行わない。

→「地域区分の見直しについて」（別紙3）参照

地域区分の見直しについて

地域区分の見直しの全体像

<現行>

地域割り		5区分			
上乗せ割合	特別区	特甲地	甲地	乙地	丙地
		12%	10%	6%	3%
対象地域	官署所在地	国家公務員の調整手当支給地域			
	官署が所在しない地域等	<ul style="list-style-type: none"> 上記の対象地域に三方以上囲まれている地域（首都圏、近畿圏内で、市に限る）（※上乗せ割合は、周辺の対象地域の区分を参考とし、独自に設定） 以前官署が存在した地域（※上乗せ割合は、従前の区分と同様） 			
対象とする市町村の区域の時期	平成15年4月1日				

<見直し後> * 区分名称は仮称

7区分						
1級地	2級地	3級地	4級地	5級地	6級地	その他
	18%	15%	12%	10%	6%	3%
国家公務員の地域手当支給地域						
上記の <ul style="list-style-type: none"> 対象地域に囲まれている地域 対象となっている複数の地域に隣接している地域 ※上乗せ割合は、隣接する対象地域の区分のうち、低い区分と同様						
平成24年4月1日						

* 上乗せ割合が変動する地域については、平成24年度～26年度にかけて、引き上がる（下がる）分の上乗せ割合を、毎年度「1/4」ずつ段階的に引き上げ（下げ）、平成27年度から完全施行。

* 児童デイサービスから児童発達支援等への移行に係る上乗せ割合の変動についても、同様の経過措置を講じる。

* 障害児の地域区分については見直しを行わない。